

胎内市生涯学習施設における施設運営管理に係る
サウンディング型市場調査（アンケート調査）
実施要領

胎内市 生涯学習課
令和7年8月

目 次

1. 調査の目的	1
2. アンケートスケジュール	1
3. 事業の概要	1
4. サウンディングの内容	1
5. サウンディングの手続き	2
6. 留意事項	3
7. 問合せ先	3

1. 調査の目的

胎内市では、平成 29 年 12 月より生涯学習施設整備に向けた検討を進めており、このたび「胎内市生涯学習施設整備基本構想」及び「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」（以下、基本計画（案）という。）を作成しました。施設運営に関しては、「民間事業者との連携も視野に入れ、有利な方策があれば取り入れていきたい」と考えており、指定管理者制度の導入や設計段階から施設管理運営者の意見を取り入れた施設計画を検討して進めていきたいと考えております。

本サウンディング型市場調査（アンケート調査）は、生涯学習施設整備の検討を進めていくにあたり、民間事業者へのアンケートを実施し、今後の事業推進の参考とすることを目的としています。

なお、今回のサウンディング型市場調査（アンケート調査）は、決定事項を確認するためのものではなく、あくまでも運営手法の検討するための調査であることをご理解ください。

2. アンケートスケジュール

事 項	日 程
実施要領公表	令和 7 年 8 月 14 日（木）
参加申込受付	令和 7 年 8 月 14 日（木）～令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで
アンケート配付	令和 7 年 8 月 14 日（木）～令和 7 年 9 月 11 日（木）
アンケート回答期限	令和 7 年 9 月 12 日（金） 午後 5 時まで

※現時点での想定であり、変更する場合があります。

3. 事業の概要

別添の「胎内市生涯学習施設整備基本構想」「胎内市生涯学習施設整備基本計画（案）」をご確認ください。

4. サウンディングの内容

（1）サウンディングの対象

本調査に参加可能な者は、図書館の運営管理の経験のある事業者を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②調査参加申込書提出時点で、本市から胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 17 年訓令第 38 号。以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
（ https://www1.g-reiki.net/tainai/reiki_honbun/r192RG00000197.html ）
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく公正・再生手続き中の者
- ④胎内市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) サウンディングの項目

視点	アンケート項目概要
事業者の区分	事業所の所在
本事業への関心等	本事業への関心
	参加判断に重視する条件
	参画する時期・立場の考え方
	他事業者との参加の考え方
	実績（図書館管理運営）
参加資格・提案・評価	提案書作成に必要な期間
	参加資格・提案・評価に関する要望
	提案で評価してほしい項目
設計者との協働	協働した実績
	協働した場合の留意点
	業務委託費の提案・業務項目の提案
業務内容	可能な業務範囲
	追加業務委託費の提案
	管理運営業務における留意点

※現時点での想定であり、変更する場合があります。

5. サウンディングの手続き

(1) サウンディング参加の申し込み

①参加申込

参加を希望される事業者は、令和7年8月29日（金）までに、「7.問い合わせ先」まで、メールを送信してください。メールの件名は、「胎内市生涯学習施設サウンディング応募」と明記し、様式1 参加申込書に必要事項を記載し、添付してください。

②応募のあった事業者に対し、胎内市からアンケートフォーム（Microsoft Forms）のアドレスを送付します。

③令和7年9月12日（金）までに、Microsoft Forms 内で回答の送付をお願いします。

(2) その他

応募いただいた方へ、必要に応じてヒアリング等を実施させていただくことがあります。その際はご協力をお願いいたします。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果については、公表しません。

6. 留意事項

(1) 調査参加者及びアンケート内容の取り扱い

- ・本調査に参加することにより、今後、市が実施する公募等において、アンケートへの参加実績は、優位性を持つものではありません。また、今回のアンケートに不参加の場合でも、事業者公募等の手続きに参加できます。
- ・基本計画（案）、本実施要領に記載するスケジュールはあくまでも現時点での想定であり、実施時期を定めるものではありません。
- ・市が提供する資料等はアンケートに係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(2) サウンディング結果の取扱いについて

サウンディング結果は、事業の諸条件の検討以外の目的で使用しませんが、胎内市情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。胎内市が必要と認める場合は、同条例第 6 条に規定する非公開情報を除き、事前に調査参加者に確認の上、全部又は一部を公開することがあります。

また、アンケートの内容に含まれる著作権・特許権その他の日本国又は日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとします。

(3) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、調査参加者の負担とします。

(4) その他

本調査は、胎内市が国土交通省の「令和 7 年度入札契約改善推進事業」による支援を受けて実施するもので、国土交通省から支援事業者として委託を受けた「明豊ファシリティワークス株式会社」とともに実施します。

7. 問合せ先

胎内市教育委員会 生涯学習課 社会教育係

（新潟県胎内市黒川 1410 番地 黒川庁舎）

電 話：0254-47-2711

E-Mail：community@city.tainai.lg.jp